

# 明治期司法権力の社会運動抑圧取締（1）

荻野 富士夫

はじめに

- I 明治前半期の司法的弾圧
    - 1 国事犯犯罪の断罪
    - 2 民権運動の司法的弾圧
    - 3 1890年代の司法権力（以上、本号）
  - II 初期社会主義運動の司法的弾圧
    - 1 兇徒聚衆罪から騒擾罪へ
    - 2 社会主義運動の「裁判攻め」
    - 3 「大逆」事件裁判
- おわりに （次号掲載予定）

## はじめに

社会運動を抑圧し取締をおこなう機構や機能として司法権力の存在がある。戦前において、司法省・裁判所を中核とする司法権力は、特高警察（内務省）、教育・思想の抑圧統制（文部省）、思想憲兵（軍）などとともに治安体系を形成し、警察権力とともに主要な位置を占めていた。また治安法規の立法化・行使という面においては、内務省以上に直接的な関わりがあった。さらに司法権力の存在は、社会運動の抑圧・取締という次元にとどまらず、全統治機構・機能を考える上でも重要な意味をもつはずである。しかし、その機構や機能、歴史的意義についての考察は、法制史の面でいくつかの蓄積はある<sup>1)</sup>ものの、全

---

1) 『日本政治裁判史録』（我妻栄ら編）全五巻は個々の「政治裁判」を詳細に論じているが、司法権力の機構・機能の歴史的展開についての検討は少ない。森長英三郎『史談裁判』全四巻はより網羅的に事件を取りあげているが、司法権力そのものへの論及はない。また、小田中聡樹『現代司法の構造と思想』『治安政策と法の展開過程』は「天皇制司法と社会運動」などを総論的に論じており示唆に富むものの、

体像解明の試みは乏しく、歴史学の分野ではほとんど問題とされてこなかった<sup>2)</sup>といえよう。

私は特に1920年代後半以降の社会運動弾圧に大きな役割をはたした思想検察などに関心をもつものであるが、その中核である思想検事とて突唐に出現したわけではなく、「大逆」事件裁判を想起すれば明瞭なように、初期社会主義運動以来の弾圧という長い蓄積の前史があるわけである。さらに、それ以前の反政府運動に対する司法権力の対応はどうだったのであろうか、という問題も生起する。そこで、戦前司法権力の社会運動抑圧取締という課題に接近するために、本論ではまず明治期の司法権力のあり様を概観する。

明治末を画期とするのは、「大逆」事件裁判によりそれまでの司法的弾圧が頂点に達して、社会主義運動の逼塞化に成功し、その抑圧の役割が一段落するとみるからである。士族反乱・自由民権運動・都市民衆騒擾・労働運動・社会主義運動との対抗という視点でみていくために、司法権力全般の機構の形成の問題は必要最小限にとどめ、主に機能面——ある運動や事件の勃発に際して司法権力が具体的にどのように対応したのか——に重点をおくこととする。

ところで、司法権力は一般に検事による捜査の指揮と取調べ・起訴、公判、監獄（刑務所）における行刑、刑満了や仮釈放後の司法保護という四つの段階で発動される。1930年代になると、それぞれの段階で思想的抑圧や統制が遂行されるように機構的・機能的な整備が進められていくが、本論の対象とする時期を含め、それ以前は、主に前二者の段階で弾圧が行使されたのが特徴的である（司法権の独立が達成される以前、国事犯犯罪などでは、司法権力を越えた、より上からの指示・判断で措置されたが）。

---

具体的な実証の段階には至っていない。刑法改正、不敬罪の規定、「大逆」事件裁判などに関しては、それぞれ詳細な研究があるが、いずれも司法権力全体との位置付けは十分になされていない（個々の研究については本論註を参照）。

- 2) 家永三郎『司法権独立の歴史的考察』がほとんど唯一の研究だが、焦点は「司法権独立」にあり、司法権と社会運動の対抗関係は視野の外におかれている。なお平野義太郎「明治刑法発達史」（『明治権力の法的構造』〈明治史研究叢書〉所収）は、戦前の「刑法発達史についての一考察」（『歴史科学』1935年）を加筆発展させたものであり、治安法規としての刑法の問題点を明らかにして大いに示唆に富む。

## Ⅰ 明治前半期の司法的弾圧

### 1 国事犯犯罪の断罪

明治初年の司法権力は、警察機能を併せもちつつ、反政府運動の鎮圧と社会秩序の安定化をめざした。1868年の刑務官の設置、69年の弾正台の設置、71年の司法省の設置、そして72年の司法省警保寮の設置という一連の機構整備は、国事警察機能の創出の過程であり、維新政府に対する反抗の排除の過程である。この国事警察機能の多くは、内務省の設置とそれに続く行政警察の確立により、司法省の手から離れることになるが、司法警察という次元で司法権力の下にも残り、抑圧取締の重要な部分を占めていく。

手塚豊氏が指摘される<sup>3)</sup>ように、国事犯事件の審理に対する明治政府の方針には普通犯罪と異なり、特別裁判所によって処断するという原則があった。1872年 5月、江藤新平が司法卿になると、まず仮りに司法事務を定め、「凡ソ事件ノ政府ニ関スル犯罪ハ卿、輔聴許セサレハ裁判官之ヲ論決スルヲ得サラシム<sup>4)</sup>」と規定した。この段階は、司法省と裁判所が未分離で司法権の独立がはかられていない点に特徴があるが、それは同年 8月の「司法職制章程」の制定のなかに一層明らかとなる。「本章章程」で「国家ノ大事ニ関スル犯罪ヲ論決ス<sup>5)</sup>」と規定され、同時に「凡国家ノ大事ニ関スル事件及裁判官ノ犯罪ヲ審理ス<sup>6)</sup>」る裁判所として、司法省臨時裁判所が設けられたのである。しかし、この段階における国事犯処罰の基準は新律綱領・改定律例にその規定がなかったため、「明治維新以還ノ習慣」によって処断されていたという<sup>7)</sup>。司法省臨時裁判所との関連は不明だが、尾佐竹猛『明治警察裁判史』によれば、1875年、かつての参議広沢真臣の暗殺事件を審判する「広沢故参議暗殺事件別局裁判規則」が定められた。

3) 手塚豊「秋田事件裁判考」『自由民権運動の研究』上巻所収 20頁

4) 司法省編纂『司法沿革誌』17頁

5) 司法省『法規分類大全』第14巻「官職門」109頁

6) 同前 119頁

7) 尾佐竹猛『疑獄難獄』146頁

1875年 2月の大阪会議で大審院の設置が合意されたことで、一応司法権は行政権から独立し、5月の「大審院職制及章程」第六条で「国事犯ノ重大ナル者及内外交渉民刑事事件ノ重大ナル者ヲ審判ス」と規定された（一審にして終審）。しかし、前述の司法省臨時裁判所も存続し、特に士族反乱の裁判にあたった。76年11月には司法卿大木喬任自らが萩・福岡・熊本に赴いて臨時裁判所を開き、西南戦争では77年 4月、有栖川宮征討総督の下に九州臨時裁判所が設置されている。また、78年11月には大久保利通暗殺事件のために大審院内に臨時裁判所がおかれたという具合である。これらは太政官の指令にもとづくもので、殊に国事犯事件に関する限り、司法権の独立は皆無に等しい。しかも、これらの国事犯裁判に際しては政府の最高首脳部で処断の方針が決定された<sup>8)</sup>。そして、1876年の神風連の乱・秋月の乱の段階で国事犯断罪の方針が確立する。「佐賀県暴動御処断ノ例并ニ現律兇徒聚衆ノ条ニ照シ」、司法省はつぎのような基準をつくり、太政官の了解を得たのである（76年11月）。

- 一、朝憲ヲ紊乱センコトヲ企テ兵器ヲ弄シ衆ヲ聚メ以テ官兵ニ抵抗シ及ヒ官兵ヲ殺傷セシムル者首及ヒ従ト雖モ首ト同ク画策ヲ主トスル者斬
- 一、従ハ懲役十年其輕キ者懲役三年
- 一、脅縦ニ諸般ノ雜役ニ供スル等ノ者ハ論セス
- 一、罪人ヲ蔵匿スル者等ノ如キハ定律ニ依ル
- 一、右大目ニ依リ情実ヲ斟酌シテ輕減スルコトヲ得ル<sup>9)</sup>

さらに、この基準にそって、具体的な判決の原文まで司法省は作成する。有栖川宮征討総督の管轄下にあった九州臨時裁判所が司法省に移管される際に伴って「該賊処分順序」を判検事に達しているが、その第三、四、五条はつぎのように規定されている（1878年 7月）。

8) 『伊藤博文伝』には、伊藤の木戸孝允宛の「熊本、萩、秋月三箇所の賊徒処分の儀に付、段々御評議相成候処、いづれにも多人数の事に付、速に決極相着候方可然に付、処決の権御委任の者出張被仰付可然決議にて、司法卿其選に当り、小倉まで出張、彼地は双方へ中央の事故、擬律の上裁決を司法卿へ申出、同卿指令に及、直に断獄可仕筈に御座候」という書簡（1876年11月10日付）が紹介されている。

9) 司法省『法規分類大全』第1巻「刑法門」378頁

第三条 判事右ノ求刑ヲ受理シ本犯ノ口供書ヲ以テ処刑ヲ本省ニ伺出ヘシ

第四条 本省ニ於テ刑ヲ定メ宣告書ノ案文ヲ作り原裁判所ノ本庁或ハ支庁ニ下付スヘシ

第五条 原裁判所ハ右ノ宣告書ノ案文ヲ浄写シ該庁ノ印ヲ捺シ通常ノ規則ニ従ヒ宣告ヲ為スヘシ<sup>10)</sup>

ついで、8月には大久保利通と伊藤博文の両参議の名で、九州臨時裁判所の裁判長河野敏鎌らに対し、裁判上拷問を用いることの不可と寛大な処分方針を指示している<sup>11)</sup>。このように、なにからなにまで司法省および政府の掌中にあるわけで、臨時裁判所は飾りものにすぎない。司法権の行政権への完全な従属とあってよい。

「国事犯ノ重大ナル者」は大審院や司法省臨時裁判所によって処断されたが、それ以外の国事犯事件の処理においても一般の普通犯罪とは異なっていた。すべて司法省を通じて太政官の「上裁」を得なければならず、司法卿の指揮監督権が行使されたのである。先の江藤新平による仮司法事務の規程がそうであったが、1875年5月の「司法省章程」には「第二 勅奏官位華族ノ犯罪国事犯及内外交渉事件ノ重大ナル者ハ卿ヨリ検事ニ指令シ当然ノ処分ヲ行ハシムル事<sup>12)</sup>」とあり、「検事章程」には「第六条 凡ソ重大ノ事犯兇徒聚衆及槍却ノ類及国事犯及内外交渉ノ重犯アレハ各検事ヨリ速ニ司法省ニ具上シ一面処分ヲ行ヒ一面指揮ヲ乞フ<sup>13)</sup>」と規定されていた。この司法卿の指揮監督権が実際にどのように行使されたかは不明だが、同年10月のある国事犯事件において、「国事犯ニ関スル裁判ニシテ不肖ト見込ム者ハ期限ニ拘ラス検事ヲシテ上告セシム<sup>14)</sup>」という先例を開いている（これは、この事件の判決が軽すぎるとみた太政官が司法省に指示したもの）。また、1876年茨城県の地租改正反対一揆では、茨城県から司法省宛に「管下村民暴動ノ者共裁判所へ送付ノ儀伺」がだされている。

10) 『法令全書』1878年 638頁

11) 『伊藤博文伝』中巻 87頁

12) 『法令全書』1875年 1753頁

13) 同前 1754頁

14) 司法省『法規分類大全』第1巻「治罪門」108頁

国事犯の検挙から裁判にかけての「処分順序」は司法省の手に握られていたものの、実際には具体的な処理過程で多少の齟齬もあったらしい。「従前右事務（熊本其他の賊徒残務取扱方——引用者注）ハ随行官ニテ取扱ヒ又十年九州地方賊徒残ハ岸良検事長（大審院——引用者注）其外エ被命其他ノ国事犯ハ刑法課ニテ取扱来リ右様三科ニ跨リ候ヨリ往々議案区々ニ相成不都合ノ儀モ不少候<sup>15)</sup>」という司法省庶務課の一文がそれを物語る。この「不都合」を解消するため、79年1月以降、「国事犯ニシテ已決囚ニ係ル事務ハ総テ<sup>16)</sup>」、新たに大審院検事局の職掌とした。

このような断乎とした国事犯犯罪断罪の方針は、動揺の定まらない明治政府の政治的・社会的基盤を力づくで固めることから導かれたものにはかならない。表1は、1876年から81年までの国事犯者既済人員である。77年の数値は、前年の茨城や三重などの地租改正反対一揆および西南戦争を反映したものとみられるが、その後は急減している。

表1 国事犯事件の裁判所別既済人員

裁判所 年	大 審 院	臨時裁判所	軽罪裁判所	合 計
1876年	8	840	—	848
1877年	22	45,166	26,162	71,350
1878年	76	50	126	252
1879年	5	—	17	22
1880年	4	—	2	6
1881年	—	—	3	3

最高裁事務総局『明治以降 裁判統計要覧』より引用

## 2 民権運動の司法的弾圧

散発的な士族反乱に対しては、司法権を含みこむ形で行政権が強権を発動したが、一面で司法諸制度・法規の整備の進捗がはかられ、一面で自由民権運動

15) 同前 第14巻「官職門」5頁

16) 同前 第14巻「官職門」463頁

が反政府運動の様相を呈してくるのに対応して、1880年代には司法権力そのものが反体制的な運動を抑圧することになった。司法諸制度・法規の整備もこの抑圧機能の確立のために進められた面ももつ。

すでに1875年には讒謗律・新聞紙条例が制定され、ついで出版条例が改正され、言論による民権陣営の政府攻撃を封じ込めようとしていたが、これらは内務省サイドからの治安法規であった<sup>17)</sup>。それに対し、司法省サイドからは条約改正を意識した実定法整備の作業の一つとして、刑法の起草が進められ、そのなかで農民一揆や民権運動という大衆運動を取締対象とする規定や皇室に対する罪などを盛りこんでいった。1880年7月公布の刑法（施行は82年1月）は、77年10月の「日本刑法草案」、79年6月の「刑法審査修正案」という二度の草案の修正の末に公布となるが、ここで問題となる第二編「公益ニ関スル重罪軽罪」中の第一章「皇室ニ対スル罪」、第二章「国事ニ関スル罪」、第三章「静謐ヲ害スル罪」（そのうち第一節「兇徒聚衆ノ罪」）の諸規程は、「日本刑法草案」「刑法審査修正案」を経るなかで、規程が拡大ないし新設され、罰則が重くなってきたものである。たとえば、「政府ヲ顛覆シ又ハ邦土ヲ僭竊シ其他朝憲ヲ紊乱スルコトヲ目的ト為シ内乱ヲ起シタル者<sup>18)</sup>」に対しての刑罰は、無期流刑と罰金から死刑へと重くなり、不敬罪では「天皇ノ身体ニ対スル罪」から「皇室ニ対スル罪」へと適用範囲が広がる。兇徒聚衆罪は、改定律令のなかに兇徒聚衆条例として規定はあったものの、「日本刑法草案」にはなく、「刑法審査修正案」で新たに加わったもので、この新たな追加が1880年前後の国会期成同盟に結実する民権運動の高揚の反映であることはいうまでもない。

しかも注目すべきことは、刑法起草過程における「皇室ニ対スル罪」や「国事ニ関スル罪」拡張は、政府の最高レベルでの判断によって進められたという事実である。吉井蒼生夫氏は「編纂の各段階で終始該罪を刑法上に存置すべき

17) 1878年7月、司法省は大審院と諸裁判所に対し、新聞紙条例・讒謗律に抵触した犯者の姓名などの毎月報告を求めている（『法令全書』1878年638頁）。

18) 「刑法審査修正案」司法省『司法資料』別冊第17冊「日本近代刑事法令集・下」所収 30頁

か否か、存置するとした場合にいかに規定するかが問題とされ、周到な論議、修正を行うとともに、つねに重大問題として上奏裁を仰いだ<sup>19)</sup>」と指摘され、その詳細な論証のなかで刑法草案審査局（総裁伊藤博文）における「日本刑法草案」の審査で、「本邦ノ国体ニ関シ、或ハ外国ニ対スル等」の重大問題について、「皇室ニ対スル罪ヲ設クルコト」「国事犯ノ巨魁ヲ死刑ニ処シ刑名ヲ區別シテ設クルコト<sup>20)</sup>」などが太政官より上奏を経て決定したことを紹介されている（1878年2月、審査委員村田保の「法制実歴談」より）。

刑法の公布・施行と同時に治罪法も公布・施行された。同法は刑事裁判所の構成を定めたもので、それまでの司法省臨時裁判所に該当する特別裁判所として高等法院を設けた。高等法院は司法卿の要請で「上裁」を経て開かれ、「刑法第二編第一章第二章ノ重罪」などを管轄した。裁判長一人と陪席裁判官六人は大審院判事と元老院議官のなかから毎年あらかじめ選任される。治罪法の起草にあたった清浦奎吾は、高等法院の設置について「国事ニ管スル重罪ノ如キハ其性質太タ重要ニシテ党與モ亦従テ衆多トナリ故ニ尋常ノ法庁ニ於テハ至嚴ノ処置ヲ欠キ裁判ノ信憑ヲ薄スルノ恐ナキニアラス<sup>21)</sup>」と解説している。この清浦の言に明らかのように、そして元老院議官の参加が政府権力による司法権への容喙とともに高等法院の權威の強化を意図したように、この特別な裁判所の設置は、支配層にとって国事犯事件がいかに重大視され、危険視されていたかを示そう。

高等法院の最初の開廷は福島始審裁判所若松支庁より移送された福島事件である。予審ののち、内乱罪被告として河野広中らが公判に付され、政府転覆の「盟約書」の証拠としての信憑性が争点となったが、判決は河野が軽禁獄7年にとどまるなど、政府の圧力などを考慮すれば、比較的軽かったといえる。ついで高等法院の開かれた高田事件では、赤井景昭のみ公判に付され、検事側の無期流刑（内乱予備罪）の求刑に対し、重禁獄9年の判決が下った。

19) 吉井蒼生夫「旧刑法の制定と『皇室ニ対スル罪』」『神奈川法学』第13巻第3号 1978年3月

20) 同前

21) 清浦奎吾口述『治罪法講義 随聴随筆』第5条 1881年1月



高等法院における裁判で注目すべきことは、終始行政権によって翻弄されることである。福島・高田両事件の裁判において、三島通庸や大木喬任司法卿らが政治的圧力をかけていることはすでに明らかにされている。しかし玉乃世履を裁判長とする高等法院は、ある程度情状を酌量して検事側の求刑から減刑したように、政治的圧力に完全に屈して、行政権に露骨に追随することはしなかった。それは政府側には予想外の事態であったため、また高等法院の裁判が社会的に大きな反響を呼び、河野らの行動が英雄視され始めるといふ皮肉な事態が生じたため、司法省は新たな対応を迫られる。83年12月、「治罪法第八十三条ニ記載スル事件ニ付高等法院ヲ開カサル時ハ通常裁判所ニ於テ裁判スルコトヲ得<sup>22)</sup>」という太政官布告が施行されるのである。この布告によって高等法院は有名無実化し、実際、それ以降、90年の刑事訴訟法および裁判所構成法によって消滅するまで、高等法院は二度と開廷されることはなかった。

司法省の対応は、国事犯事件を高等法院の手から奪うだけでなく、国事犯として処断すること自体を極力減らそうともした。強盗・放火・殺人などの普通犯罪として処理しようとする方針で、「国事犯」＝「志士」という殉教者としての榮譽が生じがちな風潮に、破廉恥罪を適用して、この方面からも民権運動に冷水をあびせかけようとしたのである。その転機は1884年10月の加波山事件裁判からで、以後の群馬事件・秩父事件裁判などは強盗・放火・殺人、そして兇徒聚衆罪で処断されている。加波山事件裁判では、常時犯ではなく国事犯として取扱うよう進言していた栃木県始審裁判所長が更迭されるだけでなく、逮捕地の裁判所で分割して処分せよという司法卿の異例の内訓が発せられ、さらにつきのような具体的な指示までがだされているのである（水戸始審裁判所検事宛司法権大書記官の指示書）。

過日御地へ出張致候節委曲司法卿内命之主意申進置候通り今般暴徒訊問上彼レカ思想ヲ述へ候トキハ必ス国事犯ノ方へ引付申候間第一等之形跡上ニ顯レタル暴行ヲ取調へーモ思想上ニハ訊及セサル様呉々モ御注意有之度彼ヨリ思想ヲ達テ申立候ハハ本案ニ付従物トシテ御聞取相成可然候已ニ過日呉々モ御打合致シ置候事柄ニ候得

22) 『法令全書』1883年 88頁

共猶為念申進候也<sup>23)</sup>

このような司法の行政への従属は、民権運動陣営の攻撃対象となった。たとえば、飯田事件の檄文には「大審院の如きに至りては門に其標を折掲する爾。其実は則ち司法卿に隸し、而して司法卿は則ち内閣に隸し、内閣自ら動かして輒ち司法権を左右す<sup>24)</sup>」と書かれている。

ところで、刑法中では兇徒聚衆罪の適用は、群馬・秩父事件の鎮圧に威力を発揮したが、それとともに民権運動逼塞化に一役買ったのが不敬罪の規定である。渡辺治氏は、明治10年代の不敬罪の頻繁な発動は同法が政治運動規制法の役割を担ったものと指摘されている<sup>25)</sup>。1883年1月には「皇室ニ対スル犯罪人アリタル時ハ司法省へ具申セシム」旨、各裁判所に内達され、同時に検事宛には「其時々当省ヨリ指令ノ上処分可相成儀<sup>26)</sup>」が指示された。

司法権力による民権運動弾圧はこのような裁判や治安法規における断罪にとどまらない。警察権に匹敵するような判検事の拷問やスパイ使用の事実がある。『自由党史』によれば、福島事件に際して福島始審裁判所若松支庁の判事赤司欽二のおこなった拷問は「人聞いて其名を畏る<sup>27)</sup>」ほどの苛酷さであり、また高田事件惹起の直接の原因は、新潟始審裁判所高田支庁の検事補堀小太郎に使役された頸城自由党員長谷川三郎の暗躍であったという。

各激化事件の処理の敏速さも、民権運動を逼塞させる意図と理解されよう。たとえば、秩父事件においては、勃発後まもなく司法省は事件を重大視して司法大書記官名村泰蔵らを埼玉県に派遣する一方、大宮・小鹿野・熊谷・八幡山（児玉郡）の四カ所に「暴徒糾問所」を設置している。予審と公判は、事件の教唆・煽動者を重罪人とみなす司法省の方針にそって進められ、早くも三カ月

23) 『加波山事件関係資料集』440頁 稲葉誠太郎「解説」参照

24) 『自由党史』下巻（岩波文庫版）103頁

25) 渡辺治「天皇制国家秩序の歴史的研究序説」『社会科学研究』第30巻第5号 1979年3月

26) 司法省『司法資料』別冊第17冊「日本近代刑事法令集・下」195頁

27) 『自由党史』中巻 253頁

後の1885年 2月には判決言渡しがあった。

士族反乱・自由民権運動を通じて内務省による国事警察は独自の機構的整備を遂げていったのに対し、司法省による国事犯・兇徒聚衆運動への対応においては、司法省臨時裁判所、ついで高等法院の設置はあったものの、常備的な抑圧機構は設けられなかった。しかし、民権運動に対する抑圧取締方針が厳重で、「時として常規を逸したる傾なきに非」ざることは、すでにみたくつかの事例で明らかだろう。そして、つぎの倉富勇三郎の回想も有力な補強材料となる。

某所に（三重県なりしと思ふ）公開演説場に於て誠に畏れ多き不敬の言動を為したる者あり、司法省にては此の如き犯罪を不敬罪として処罰するには軽きに過ぐ、宜しく危害を加へんとしたる者として起訴すべしと為し其の旨を検事に訓令せしに、裁判所にては起訴の罪名に該るものとの判決を為さず、検事より上告を為したるに（此の頃は軽罪に付控訴を為すことを許さず）大審院にては上告を理由とする判決を為す訳に行かず、上告を棄却すれば司法省の面目を損する故其の事件の取扱に付大いに苦心したることあり。又某裁判所（高崎辺の区裁判所なりし様に思へども記憶確かならず）に於て不敬罪を犯したる被告人に対し重禁錮三年の言渡を為し、司法省にては刑の長期五年の言渡を為さざるを不当と為せり<sup>28)</sup>。

### 3 1890年代の司法権力

憲法発布・条約改正交渉などを控え、内閣発足を受けて、1886年 2月には司法省官制が、ついで 5月には裁判所官制が制定され、司法権の独立が法制上で整った。すなわち、司法大臣の裁判官任免の権限がなくなり、裁判官の身分保障が実現したのである。この司法制度の近代化は、憲法発布後の裁判所構成法と刑事訴訟法の公布施行によって一応の達成をみる。すでに有名無実化していた高等法院は廃止された。

同時に、司法警察の手續面での整備も進む。1886年 3月、「司法警察訓則」によって、検事・司法警察官・憲兵の執務要領が詳細に規定されたのである。それまでの訓令や達を統合整理したもので、本論に関わるのは第三三条――

28) 倉富勇三郎「裁判所構成法施行前後の回顧」『法曹会雑誌』第17巻第11号  
1939年11月

「刑法第二編第一章第二章及第三章第一節ノ犯罪アリタル時ハ司法警察官ハ速ニ検事ニ報告シ検事ハ之ヲ司法大臣ニ具状ス可シ<sup>29)</sup>」——である。これにより、不敬罪・内乱罪・兇徒聚衆罪は、司法警察官→検事→司法大臣へと敏速に報告され、逆の流れで処理方針が指示されることになった。

しかし、法制面の整備とは裏腹に、司法権の独立が実質的に確保されていないことは、そして国事犯への抑圧がどれほど苛酷であったかは、井上毅の「検察官並ニ警察官ノ弊害」に詳しい（憲法発布後、1890年11月以前の起草と推定）。「我邦現今ノ裁判所及監獄署ヲ観ルニ判決迅速ナラズ。公平ノ裁判ヲ支フルコト能ハズ」と述べて、憲法政治のあるべき姿との乖離を憂慮する当局者の立場から、具体的な「弊害」をつぎのように指摘する（国事犯に関わるものを引用）。

第二 新聞条例違反出版条例違反等国事犯被告人ト称スル者ヲ特ニ虐待スルコト、又之ヲ告発シタル上ハ殊ニ手続及事実ノ如何ヲ問ハズ有罪ノ裁判ヲ為スル疑ヲ免カレザルコト。

第五 国事犯人ニ対シテハ全ク証拠ヲ湮滅スルノ恐レナキ者ト雖モ決シテ容易ニ保釈ヲ許サザルコトアリ。

第六 国事犯ノ為メニ開キタル公廷ニ於テハ其弁論モ亦国事ニ渉ルベキハ勢ノ免カレザル処ナレドモ、検察官ハ弁論人ノ弁論ヲ制限シテ其職ヲ尽スヲ得ザラシムルコトアリ。

第十二 保安条例ニ依リ退去ヲ命ジタル者ヲ拘留シテ故ラニ其出発ノ期限ヲ誤ラシメ、然ル後該条例ノ違反者トシテ之ヲ処分シタルコトアリ<sup>30)</sup>。

井上はこれらの弊害の第一の原因として、「事ノ是非ニ依リ裁判スルニアラズシテ、多クハ政府ノ意ヲ迎ヘテ裁判スルコソ一身ノ榮利ヲ計ルノ道ナリト誤信スルニ依ル<sup>31)</sup>」と断じている。司法権独立の観念のなさを井上は嘆いているわけだが、のちの天津事件などをおもえば、それらの国事犯裁判の背後に暗黙の「政府ノ意」があることも確かであろう。さらに重要なことは、国事犯犯罪

29) 『類聚法規』第9編 614頁

30) 井上毅「検察官並ニ警察官ノ弊害」『秘書類纂』「法制関係資料・上」 91頁

31) 同前 89頁

に対する恐怖が広く支配層に行きわたり、その徹底的殲滅が求められていたことである。

しかし、憲法発布・帝国議会開設後のほぼ1890年代の間、それまでの司法権力が士族反乱から民権運動にかけて維新・藩閥政権を保持するために行使してきた抑圧取締の機能は、相対的に発動を控えられるとあってよい。表2に示したように、不敬罪(「皇室ニ対スル罪」)は刑法施行直後の政治運動規制的役割をおえて漸減し、兇徒聚衆罪とともに、1890年代後半はほとんど適用をみない。その漸減傾向は、集会条例・集会及政社法においても共通している。内乱罪については1889年以降、その発動をみない。このような状況は天皇制国家秩序が安定したことを第一の要因として、運動の中心が反体制的なものから体制内的な反対運動へ転じたことを第二の要因とする。警察権力においては、1890年前後、国事警察が高等警察に転換し、政党勢力に対する情報蒐集・容喙などの政治警察的活動を展開していたが、司法権力の場合もそれと照応する。すなわち、本質的な敵対勢力がない状況下、司法権による抑圧取締の機能は縮小されたのである。このことは「国事犯」観念の消滅と密接に関わる。司法省『刑事統計年報』によれば、1889年から該当事件はなく、94年以降、「国事犯」の統計自体が消える。

表2 明治中期の不敬罪・国事犯・兇徒聚衆罪の処罰人数

年	1882	1883	1884	1885	1886	1887	1888	1889	1890	1891	1892	1893	1894	1895	1896	1897	1898	1899	1900
不敬罪 (「皇室ニ対スル罪」)	14人	12	9	6	1	1	1	4	4	2	4	8	12	8	1	-	1	1	3
「国事ニ関スル罪」 (「内乱ニ関スル罪」) (「外患ニ関スル罪」)	44人	24	4	11	-	45	1	-	-	-	-	-	-	〔欄消滅〕					
「兇徒聚衆ノ罪」	18人	277	3494	593	15	29	-	38	212	165	181	2	56	198	87	〔欄消滅〕			

(注) 「国事ニ関スル罪」において「内乱ニ関スル罪」は1887年から「外患ニ関スル罪」となる。  
「罪状」の人数は「死刑・徒刑・懲役・禁錮・罰金・拘留・科料・棒鎖」などの合計人員。

司法省『刑事統計年報』各年より作成

兇徒聚衆罪の実際の適用は減少したものの、改正刑法案や法文の解釈のなかでは、法益の範囲が広がり、嚴重になりつつあった。それは、来るべき新たな反体制運動への予感的対応であった。第一議会に提出された「明治二十三年改正刑法草案」は、現行刑法を本質的に修正するものではなかったが、兇徒聚衆

罪の規定では顕著な変化をみせる。「兇徒聚衆ノ罪」から「暴動ノ罪」へとかわり、主な規定も「人ヲ殺傷シ又ハ公私ノ財産ヲ毀壞、奪掠スルノ目的ヲ以テ多数集合シ暴動ヲ為シタル者ハ兇器ヲ携帯スルト否トヲ分タス六月以上五年以下ノ有役禁錮又ハ五円以上五十円以下ノ罰金ニ処ス<sup>32)</sup>」となった。現行刑法にあった「兇徒多衆ヲ嘯衆シテ」という規定や「官庁ニ喧鬧シ官吏ニ強逼シ又ハ村市ヲ騷擾シ」という具体的な例示が消滅し、単に「多衆集合」が取締対象となったのである。このことは、小田中聡樹氏が指摘された<sup>33)</sup>兇徒聚衆罪の「騷擾罪」化の問題に帰結する。小田中氏は岡田朝太郎や勝本勘三郎の刑法論のなかに兇徒聚衆罪の修正的解釈を認められているが、明治憲法発布直後に早くも司法省内部で「騷擾罪」的方向への修正が進められていたわけである。

このような変化は、新たな社会運動の台頭への司法省の敏速な対応策のなかにもあらわれている。1892年 9月、検事長・検事正宛の司法大臣訓令で「重大又ハ特別ノ犯罪ニシテ公衆ノ耳目ヲ惹ク可キ事件及内外交渉事件ニ付テハ迅速ヲ旨トシ直ニ本大臣ニ報告ヲ為シ検事正ハ別ニ検事長ニモ報告ヲ為ス可シ<sup>34)</sup>」と指示されたのである。それまでの三カ月毎の報告から随時報告になったわけだが、のちにこの通牒が司法省編『思想事務ニ関スル訓令通牒集』（1932年 9月発行）に収録されていることは、「重大又ハ特別ノ犯罪ニシテ公衆ノ耳目ヲ惹ク可キ事件」が労働争議・小作争議・民衆騷擾などの新たな社会運動の勃興に伴なう事件を指しているともみることができる。甲府雨宮製糸・大阪天満紡績などでストライキが勃発し、日本海側地域では米騒動的状况が現出していたことに、司法省は逸早く対応しようとしたといえる。さらに翌1893年 9月に制定された「司法警察官執務心得」の第二十条の司法警察官の検事局宛報告事項の規定では、1886年 3月の「司法警察訓則」の同規定に、「重要ノ犯罪又ハ公衆ノ耳目ヲ惹ク可キ犯罪」が追加された。<sup>35)</sup>

32) 『刑法沿革総覧』 109 頁

33) 小田中聡樹「足尾鉍毒兇徒嘯衆事件」 『日本政治裁判史録』 明治・後

34) 「重大犯罪事件及内外交渉事件並ニ司法政務関係報告方ノ件」 1892年 9月 5日  
司法省編『思想事務ニ関スル訓令通牒集』「思想研究資料特輯」 第1号 9頁

35) 「司法警察官執務心得」 1893年 9月 金子源治『司法警察官執務心得義解』所収